平成２４年（フ）第１４９号
山口県宇部市上条４丁目３―43　ハイツ藤山２号棟202号室、住民票上の住所松江市古志原６丁目８番16―706号　第２コーポやすひろ
債務者　野々村　祥
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５９号
愛媛県西宇和郡伊方町大浜248番地
債務者　波戸　多美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７４号
山形県鶴岡市稲生１丁目９番31号
債務者　鈴木　和典
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７５号
山形県鶴岡市日出１丁目24番34号
債務者　岡部　　操
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７６号
山形県鶴岡市美原町10番19号
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０２号
群馬県太田市東金井町2265番地140　向南台パレスＡ―103
債務者　朱通　洋一
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６５２号
神奈川県厚木市三田南１丁目13番31号
債務者　鈴木　孝典
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６５号
神奈川県小田原市曽比2455番地、前住所神奈川県足柄下郡箱根町大平台606番地　あすか
債務者　鷹野　　明
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６８３号
神奈川県平塚市纏652番地の４　福田家、前住所神奈川県平塚市馬入本町１番１―204号　ジェイケイコロネット第一
債務者　小早川　弘
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８４号
香川県高松市屋島西町1916番地　サーパス屋島Ⅱ605号室
債務者　山下　和代（旧姓白澤）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３１４号
香川県高松市木太町3050番地16
債務者　下川　純一
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４０号
香川県丸亀市川西町南333番地１　古川荘１号
債務者　檜垣紀久子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１７３号
長崎県諫早市仲沖町24番10号　小林アパート１号、前住所長崎県諫早市福田町2777番地２
債務者　草野　正典
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
長崎県大村市小路口町764番地21、前住所長崎県大村市赤佐古町331番地20
債務者　古賀きくえ
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
長崎県大村市沖田町470番地３、前住所長崎県大村市宮代町1263番地５
債務者　大町三枝子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
愛知県安城市桜町８番９号　エスポアクレメント安城桜町1003
債務者　稲垣　純子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月28日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
北海道帯広市西７条南４丁目３番地２
債務者　岩崎　宣高
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係